

# 高知県公報

発 行  
高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

| 告 示             |         | ページ |
|-----------------|---------|-----|
| ○公共測量の実施の通知（3件） | （用地対策課） | 1   |
| ○道路の供用開始        | （道 路 課） | 1   |
| 公 告             |         |     |
| ○換地計画の適否決定（安芸市） | （農業基盤課） | 1   |

## 告 示

### 高知県告示第699号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（平成24年度物部川定期縦横断測量業務）
- 作業期間  
平成24年8月25日から平成25年3月15日まで
- 作業地域  
物部川下流域（南国市、香南市及び香美市の各一部）

### 高知県告示第700号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（平成24年度仁淀川定期縦横断測量業務）
- 作業期間  
平成24年8月25日から平成25年3月15日まで
- 作業地域  
仁淀川下流域（高知市、土佐市、吾川郡いの町及び高岡郡日高村の各一部）

### 高知県告示第701号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとお

り公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（平成24年度物部川・仁淀川図化修正業務）
- 作業期間  
平成24年10月10日から平成25年3月29日まで
- 作業地域  
物部川下流域（南国市、香南市及び香美市の各一部）及び仁淀川下流域（高知市、土佐市、吾川郡いの町並びに高岡郡佐川町及び日高村の各一部）

### 高知県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知春野
- 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間                                       | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日         |
|---|---------------|-----------------|
| 高知市神田字シルタニ2413<br>番15から<br>高知市神田字シルタニ2417<br>番6まで | 119           | 平成24年11月20<br>日 |

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、安芸市の行う安芸地区（下山換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
(1) 換地計画書の写し  
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間

平成24年11月20日から同年12月19日まで

- 縦覧場所  
安芸市役所
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。